

○飯塚市企業立地用適地バンク実施要綱

令和元年12月2日

飯塚市告示第217号

(目的)

第1条 この告示は、本市内において新たに事業を展開し、又は事業所を増設し、若しくは移設しようとする事業者に対し、工場等の立地に適する用地の情報を提供する飯塚市企業立地用適地バンク(以下「適地バンク」という。)を実施することにより、企業立地を促進し、地域経済の発展及び市民の雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 日本標準産業分類における製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、卸売業、固定電気通信業、移動電気通信業、こん包業及び自然科学研究所の事業者がその事業の用に直接供するための施設その他本市の振興及び発展に大きく寄与すると認められる施設をいう。
- (2) 企業立地用適地 市内において、工場等の立地に適する用地で概ね3,000平方メートル以上の土地をいう。
- (3) 申請者 企業立地用適地の所有者又は当該所有者から委任を受けた宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であつて、当該用地を譲渡し、賃貸しようとするものをいう。

(登録の申請)

第3条 申請者は、企業立地用適地に関する情報を適地バンクに登録しようとするときは、企業立地用適地バンク登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、宅地建物取引業者が申請する場合は、企業立地用適地バンク登録申請委任状(様式第2号)を申請書に添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書の内容について確認を行い、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは適地バンクに登録するものとする。

- (1) 適地バンクの趣旨を理解のうえ、工場等の用に供する用地として活用することを承諾するとともに、本市が実施する企業立地促進の取組に協力する者
- (2) 公序良俗に反する活動を行なわない者
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。

以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではない者

(4) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではない者

(5) 暴力団員が役員ではない者

(6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者

3 市長は、適地バンクへの登録の可否について、企業立地用適地バンク登録可否決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(登録の期間)

第4条 登録の期間は、前条の規定による登録があった日から2年とする。ただし、登録の継続を妨げないものとする。

(登録の継続)

第5条 第3条の規定による登録を受けた申請者(以下「登録者」という。)は、登録の期間の満了日後も引き続き適地バンクへの登録を継続しようとするときは、当該期間の満了日までに企業立地用適地バンク登録継続申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、適地バンクへの登録の継続については、第3条の規定を準用する。

(登録の変更)

第6条 登録者は、適地バンクに登録された情報(以下「登録情報」という。)に変更が生じたときは、速やかに企業立地用適地バンク登録内容変更届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに登録内容を変更するものとする。

(登録の抹消)

第7条 登録者は、登録情報を抹消しようとするときは、速やかに企業立地用適地バンク登録抹消届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録情報を抹消するものとする。

(1) 前項の規定による届出があったとき。

(2) 第3条第2項の規定に該当しなくなったとき。

(3) 第10条の規定による報告があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が登録内容を適当でないと認めたとき。

(情報の提供)

第8条 市長は、登録情報について、閲覧及び市ホームページへの掲載等の方法によ

り、情報提供及び情報提供に必要となる調整を行うものとする。

(交渉等)

第9条 登録された企業立地用適地への立地希望者は、自らの責任において当該用地についての交渉を行うものとする。

2 市長は、前項の交渉及び当該交渉に係る契約等について直接これに関与しないものとし、物件の確認及び契約等において生じた問題や損害等について一切の責任を負わないものとする。

(報告)

第10条 登録者は、登録された企業立地用適地について契約が成立したときは、速やかに企業立地用適地契約成立報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年12月1日から施行する。